

保育所・幼保連携型認定こども園 における給食の外部搬入について

保育所・幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入について

制度の現状

- 保育所及び幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入は、満3歳以上児については全国で可能である一方、満3歳未満児については公立の施設に限り構造改革特別区域内において可能とされている。

満3歳以上児について

- 保育所における満3歳以上児に対する食事の提供については、平成16年2月より公立の施設に限り、構造改革特別区域の認定を受けた自治体において外部搬入方式を採用することを可能としていたところ、平成22年6月より公立、私立を問わず外部搬入方式を採用することを可能としている（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の2）。
- 幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様の仕組みとしている（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第7条第3項）。
- なお、外部搬入方式の採用は、一定の要件（※）を満たす場合においてのみ可能とされている。

（※保育所の要件 注：幼保連携型認定こども園についても同様の要件が設定されている。）

- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会での議論と今後の対応

- **評価・調査委員会による調査**では、外部搬入の実施により、食材の一括購入、一括調理による経費の削減、地元食材を活用することによる地元農業への経済効果、地産地消の推進による食育面での効果がみられたほか、離乳食をはじめ満3歳未満児に必要な個別対応について、保育所の調理員が個別に対応することなどにより約8割の地方公共団体が「課題が克服された」としている等の結果が得られた一方、**子ども家庭庁による調査**では、①離乳食の提供、②食物アレルギー疾患を有するこども・体調不良児・障害児への個別の対応、③食育への対応について**外部搬入実施施設と自園調理の施設とでは一定の差がある状況が確認された。**

（注）構造改革特区における特例措置の全国展開の可否等について議論を行う評価・調査委員会では、委員会と規制所管府省庁がそれぞれ調査を実施した上で、それぞれの調査の結果を踏まえて議論を行うこととされている。

- こうした調査結果等を踏まえ、上記の①～③について適切に対応できるよう**所要の措置（※1）**を講じた上で、令和9年4月1日より、**公立保育所・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の全国展開を行う（※2）**こととされた。

（※1）令和8年度中に、「保育所等における食事の外部搬入に関する調査研究」を行い、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和7年9月子ども家庭庁）やこれまでの調査研究の成果を考慮しつつ、外部搬入方式による適切な食事の提供に当たり参考となるような事例の収集や配慮すべき事項等の整理を行う。

（※2）令和8年度中に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等について所要の改正を行う。

満3歳未満児について

- 満3歳未満児については、平成16年2月より公立の施設に限り、構造改革特別区域の認定を受けた自治体において外部搬入方式を採用することを可能としている。
- 構造改革特別区域の認定の基準は、満3歳以上児の場合の要件（※）と同様である。
- 令和7年3月末時点の認定自治体数は、保育所について77、幼保連携型認定こども園について11である。

	公立	私立
3～5歳	特区認定自治体に限らず外部搬入可能	
0～2歳	特区認定自治体に限り外部搬入可能	外部搬入不可

**構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見 令和 7 年度（抄）
（令和 8 年 2 月 6 日構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会）**

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見等
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	府令	全国展開 （関係省庁において、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和 8 年度中に府令・通知の改正等を行う。）
2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	府令・省令	全国展開 （「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号 9 2 0）」の全国展開についての議論を踏まえ、関係省庁において、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和 8 年度中に府令・省令・通知の改正等を行う。）